

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 31 日

各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省高等教育局専門教育課

私立大学又は私立高等専門学校への入学時における保証人契約の適正化について

総務省四国行政評価支局による「国立高等専門学校及び国立大学への入学手続時に求められる保証人に対する保証内容の具体化」に係る抽出調査（令和 3 年 1 月 27 日公表）及びその後行われた総務省行政評価局による全国の国立大学に対する調査の結果、国立大学及び国立高等専門学校への入学時における保証人契約において、保証人に求める内容を保証書等に具体的に示していないものや、平成 29 年の民法改正に伴う保証人契約における極度額の記載に対応していないものなどが複数見受けられ、全国的な課題であることが明らかになりました。

このため、文部科学省から各国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構から各国立高等専門学校に対し、参考 1 及びその添付資料のとおり、入学時における保証人契約の適正化等の取組が要請されたところです。

各文部科学大臣所轄学校法人におかれては、今般の調査結果における総務省の指摘事例等も参考に、令和 2 年 6 月 3 日付け私学行政課事務連絡（参考 2）により示した民法改正への対応に係る留意事項を含め、設置する大学及び高等専門学校の入学時における保証人契約に不備等がないかを改めて御確認の上、契約書面、在学生や保護者への説明、インターネットでの情報提供などの在り方について、適切な対応に遺漏のないようお願いします。

【本件問い合わせ先】

（私立大学について）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

E-mail：sigakugy@mext.go.jp

（私立高等専門学校について）

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話：03-5253-4111（内線 3347）

E-mail：senmon@mext.go.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 2 5 日

各国立大学法人担当課 御中

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

国立大学への入学時における保証人契約の適正化について

総務省四国行政評価支局による「国立大学高等専門学校及び国立大学への入学手続きに求められる保証人に対する保証内容の具体化」に係る抽出調査（令和 3 年 1 月 27 日公表）及びその後総務省行政評価局によって全国の国立大学を対象に行われた調査の結果、国立大学への入学時における保証人契約において、下記の事例のとおり、保証人に求める内容を保証書等に具体的に示していないものや、平成 29 年の民法改正に伴う保証人契約における極度額の記載に対応していないものなどが複数見受けられ、全国的な課題であることが明らかになりました。

これを受け、令和 3 年 2 月 25 日付けで別添 1 の通知のとおり、総務省行政評価局長より文部科学省大臣官房長に対し、改善が図られるよう要請がなされたところです。

各国立大学法人におかれては、その設置する国立大学において、現行の保証人契約に不備がないか御確認いただくとともに、保証人契約の必要性についても今一度検討し、仮に保証人契約を締結する場合には、下記の措置を講ずるようお願いいたします。

なお、保証人契約の見直しに関しては、別添 2 のとおり、独立行政法人国立高等専門学校機構において、従前の学則で定めていた「保証人」を置くことを改め、代わりに「保護者等」に関する取扱いを定め、金銭的な債務の保証ではなく、学生の身上に関する責任を「保護者等」が負うこととする等、保証人契約自体を抜本的に見直していることも御参考願います。

記

1. 調査において確認された不適切な事例

（1）保証書等の書面上では、学校が求める具体的な保証内容が不明なもの

学校は保証人に対し、授業料等の納付などの金銭保証や、退学願等の同意などの学生の身上に係る役割を求めるとしているが、保証書等の書面上では、「本人在学中に生じた一切の義務」との抽象的な記述となっているものなど

(2) 保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているもの
授業料等の金銭債務の保証について、学校は「保証人」よりも責任の重い「連帯保証人」と認識しているが、保証書等の署名欄等では「保証人」と記載しており、紛らわしいものなど

(3) 改正民法への未対応（極度額の記載なし）となっているもの
極度額（保証人が支払の責任を負う金額の上限）を記載していない民法改正前の保証書等を用い、保証契約が無効となっているものなど

2．保護者等に保証を求める場合に講ずべき措置の内容

(1) 保証人に求める金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割を保証書等に具体的に記載すること。

(2) 保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているものについては、保証書等の内容を見直すこと。

(3) 改正民法の施行後に、無効な保証契約を締結しているものについては、改正した保証書等を用い、改めて保証契約等を締結すること。

(参考) 国立高等専門学校及び国立大学への入学手続き時に求められる保証人に対する保証内容の具体化 -
四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん -

(令和3年1月27日四国行政評価支局)

< 本 文 > https://www.soumu.go.jp/main_content/000730080.pdf

< 事例集 > https://www.soumu.go.jp/main_content/000730082.pdf

【問い合わせ先】

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

電話：03-5253-4111（内線 3760）

Email：hojinka@mext.go.jp

総 評 評 第 15 号

令和 3 年 2 月 25 日

文部科学省大臣官房長 殿

総務省行政評価局長

(公 印 省 略)

国立大学への入学時における保証人契約の適正化に関する
実態調査の結果（通知）

この度、国立大学への入学時において求められる保証人契約について、その実態を調査しました。

調査の結果、国立大学への入学時における保証人契約について、学生の保証人に求める内容を保証書等に具体的に示していないものや、民法改正に伴う保証人契約における極度額の記載に対応していないものなど、保証人契約の内容の見直しが必要な状況がみられました。

貴省におかれては、各大学が、保証人の責任を明確にし、保証書等の内容を見直す旨通知していただくよう、お願いします。

担当：評価監視官 中井 幹晴

電話：03(5253)5433

国立大学への入学時における保証人契約の適正化 に関する実態調査

<ポイント>

国立大学への入学時において求められる保証人契約について、令和 3 年 2 月現在、以下の実態が明らかになった。このため、改善が図られるよう文部科学省に通知

- 学生の保証人に求める内容を保証書等に具体的に示していないもの
- 民法改正に伴う保証人契約における極度額の記載に対応していないもの

<経緯>

- 1 四国行政評価支局（以下「四国支局」という。）は、入学する際に求められる保証書の保証内容が抽象的でどこまで保証するのか分からず不安だとの行政相談を受付
- 2 四国支局は、四国の国立大学等に対して適切な措置を講ずるようあつせん
- 3 これを受け、本省行政評価局は、全国の状況を調査。その結果、四国と同様の実態がみられたため、各大学において適切な措置を講ずる必要がある旨を示すよう、文部科学省に対し通知

○ 調査結果概要

○保証書等の書面上では、学校が求める具体的な保証内容が不明なもの

(全国 15 校 28 事例 (うち、四国支局の事例 9 校 17 事例))

- ・ 学校は保証人に対し、授業料等の納付などの金銭保証や、退学願等の同意などの学生の身上に係る役割を求めるとしているが、保証書等の書面上では、「本人在学中に生じた一切の義務」との抽象的な記述となっているものなど

○保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているもの

(全国 7 校 9 事例 (うち、四国支局の事例 5 校 7 事例))

- ・ 授業料等の金銭債務の保証について、学校は「保証人」よりも責任の重い「連帯保証人」と認識しているが、保証書等の署名欄等では「保証人」と記載しており、紛らわしいものなど

○改正民法に未対応（極度額の記載なし）となっているもの

(全国 13 校 22 事例 (うち、四国支局の事例 9 校 17 事例))

- ・ 極度額（保証人が支払の責任を負う金額の上限）を記載していない民法改正前の保証書等を用い、保証契約が無効となっているものなど

(注) 上記のうち、四国支局については、令和 2 年 10 月現在の状況を調査したものである。

(参考) 国立高等専門学校及び国立大学への入学手続時に求められる保証人に対する保証内容の具体化－四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

(令和 3 年 1 月 27 日 四国行政評価支局)

<本文> https://www.soumu.go.jp/main_content/000730080.pdf

<事例集> https://www.soumu.go.jp/main_content/000730082.pdf

調 査 の 結 果

1 調査の趣旨・目的

- 先般、総務省四国行政評価支局（以下「四国支局」という。）において、国立高等専門学校（以下「国立高専」という。）に入学する際、保護者及び保護者以外の者が保証人として署名する保証書の内容が抽象的で、何についてどこまで保証することになるのか分からず不安であるので、保証内容を具体的に示してほしいとの行政相談を受けた。
- 四国支局は、類似事案を把握する必要があるとの四国地域行政苦情救済推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を踏まえ、四国内全ての 5 国立高専及び 5 国立大学の計 10 校を調査した。その結果、保証書等の書面上では学校が求める具体的な保証内容が不明なものや、改正民法に対応していない無効となる保証契約（保証の上限額が未記載）を締結しているものなどの事例がみられた。
- 推進会議における「学校は、保証人に求める保証内容が分かるよう、保証書等にその内容を具体的に記載する必要がある。」との意見を踏まえ、四国支局は国立高専及び国立大学に対し、保証人に求める保証内容を具体的に記載することや、無効な保証契約については改めて保証契約を締結することなどの措置を講ずるよう、あつせんを行った。
- 当該あつせいを踏まえ、全国の国立高専を設置している国立高等専門学校機構は、保証書等の標準様式を作成・通知するとともに、あつせいを踏まえた対応をとるよう各国立高専に通知を行う予定としている。
- このため、本省行政評価局は、四国以外の国立大学における入学手続き時に求められる保証人契約に関する課題の有無について調査を実施した。

2 調査結果

四国支局が調査した国立の高専及び大学では、入学手続き時に保証人等に対し、保証書等の提出を求めている。一方で、四国以外の国立大学では保証書等の提出を求めている大学もみられた。

保証書等で保証人に対し求める内容は、

- ① 授業料、寄宿料、損害賠償など、金銭債務の保証に関するもの
 - ② 学生に学則等を遵守させることや、退学等の申請時に同意することなど、学生の身上に係る役割に関するもの
- に大別することができる。

今回、新たに四国以外の国立大学を計 15 校選定し、入学手続き時に求められる保証人に対する保証内容を調査した上で、全国の実態を整理したところ、次のような状況（※）がみられた。

（※）四国支局が調査し、令和 3 年 1 月 27 日に公表済みの事例が含まれる。

(1) 保証書等への保証内容の記述状況

① 書面上では学校が求める具体的な保証内容が不明なもの

※以下の事例で「保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）」欄の下線は、当局で付した。

全国：15校 28事例

（うち、四国支局の事例：9校 17事例）

<事例1>

学校は保証人に対し、授業料の納付、不法行為等による損害賠償などについての金銭保証や、身分異動（退学願等）の同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「本人在学中に生じた一切の義務」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。

保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
このたび上記の者が、貴校に入学を許可されましたので、 <u>在学中は、学則その他の諸規則を守らせる</u> ことはもちろん、 <u>学籍を離れた後も、</u> <u>本人在学中に生じた一切の義務を、私が責任をもって</u> <u>履行することを保証</u> いたします。	<金銭債務の保証> ・ 授業料及び寄宿料の納付 ・ 不法行為等により学校が被った不特定の損害の賠償 <学生の身上に係る役割> ・ 身分異動（休学願、復学願、退学願等）の同意 ・ 緊急時の連絡対応

<事例2>

学校は、保護者（保証人）欄への署名をもって、保護者の連絡先を把握することとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、同欄に「保護者（保証人）」と記載されていることから、保証人として何らかの責任を求められているとの誤解を招くおそれがある。

保証人が署名する保証書等（入寮願書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
保護者（ <u>保証人</u> ） 氏名 住所 携帯電話番号	<金銭債務の保証> なし <学生の身上に係る役割> なし

（注） 保護者（保証人）欄への署名をもって、保護者の連絡先を把握

＜事例 3＞

学校は保証人に対し、寄宿料納付についての金銭保証や、入寮に係る同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「身上に関わること並びに寄宿料の滞納など、本人に関して生じた一切の責任」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。

保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
私は、上記の者に 学則及び学生宿舎に関する諸規則を遵守させるとともに、 <u>身上に関わること並びに寄宿料の滞納など、本人に関して生じた一切の責任を引き受けます。</u>	＜金銭債務の保証＞ ・ 寄宿料の納付
	＜学生の身上に係る役割＞ ・ 入寮に係る同意、本人が意思表示できないとき（死亡、意識不明、行方不明）の代理申請

＜事例 4＞

学校は保証人に対し、寄宿料等の納付、施設・設備等の原状回復費用の弁償についての金銭保証や、インフルエンザ等罹患時の連絡対応などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人が寮規則を守ることなどを、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。

保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
入寮するにあたり、 <u>寮規則及び下記事項を守ること</u> を誓約します。 1 <u>自習時間は、勉学に専念することを約束します。</u> 2 <u>他者への迷惑行為をしないことを約束します。</u> 3 <u>同室者及び他の寮生とのコミュニケーションに努めます。</u> 4 <u>部屋割に関するクレームは申しません。</u> (※ 学生本人の誓約)	＜金銭債務の保証＞ ・ 寄宿料及び寮生の生活上必要な経費（寮生交流事業費等）の納付 ・ 施設・設備等の原状回復に必要な費用の弁償
	＜学生の身上に係る役割＞ ・ 入寮願・退寮願・在寮免除願への連署 ・ インフルエンザ等の疾病罹患時の連絡対応及び自家用車等による送迎

② 保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているもの

全国：7校9事例
(うち、四国支局の事例：5校7事例)

【保証契約の種別に係る民法上の取扱いについて】

「保証人」と「連帯保証人」とでは責任の範囲が大きく違い、「連帯保証人」の方が重い責任を課される。

保証人（普通保証契約）

(催告の抗弁権（民法第452条）)

債権者が保証人に債務の履行を求めた場合、まず主たる債務者に催告するよう請求できる権利

(検索の抗弁権（民法第453条）)

債権者が保証人に債務の履行を求めた場合、主たる債務者に弁済の資力があること等を証明した上で、まず主たる債務者の財産について執行するよう請求できる権利

(分別の利益（民法第456条及び第427条）)

保証人が複数人いる場合、主債務の額を等しい割合で分割した額について保証債務を負担

連帯保証人（連帯保証契約）

催告の抗弁権、検索の抗弁権、分別の利益なし

＜事例1＞

保証書等の書面上では「保証人」と記載しているが、学校は「保証人」よりも責任の重い「連帯保証人」と認識している。

保証書等で2人の保証人を求めており、1人目の保証人は「保証人」、2人目の保証人は「連帯保証人」と記載している。保証書等の書面上では、1人目の保証人との保証契約は普通保証契約、2人目の保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は、双方の保証人とも連帯保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。

＜事例2＞

保証書等の書面上では「連帯保証人」と記載しているが、学校は「保証人」と認識している。

保証書等に「連帯保証人」と記載しており、書面上では、保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は、普通保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。

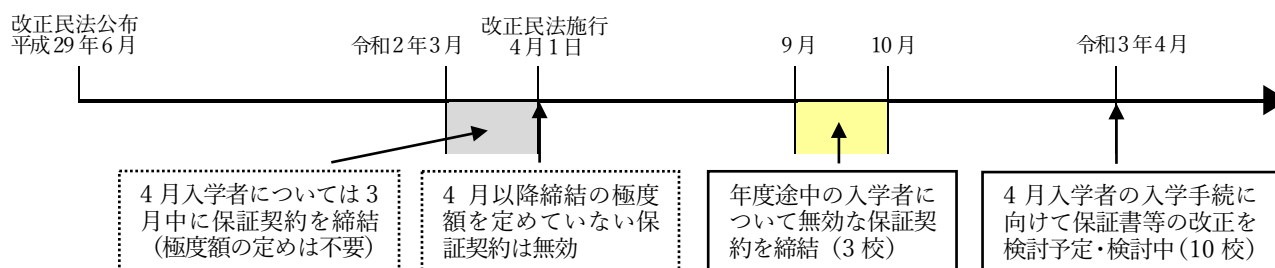
(2) 改正民法への対応状況（極度額の記載）

【民法改正に伴う個人根保証契約の保証人の責任等の見直し】

金銭債務に係る保証については、民法改正（平成 29 年 6 月 2 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行）により、保証人の保護の観点から、〇〇円などと極度額（保証人が支払の責任を負う金額の上限）を定めていない個人根保証契約（注）は無効とされた。

なお、学校が保証人に保証を求める授業料や寄宿料などの金銭債務については、個人根保証契約に該当するとされている。

（注）一定の範囲に属する不特定の債務について、個人が保証する契約。例えば、保証人となる時点では何期分、何年間分の授業料となるのかなど現実にはどれだけの債務が発生するのかが不明確であり、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケース



① 改正民法の施行後に、無効となる保証契約を締結しているもの

全国：3 校 3 事例

（うち、四国支局の事例：3 校 3 事例）

<事例>

学校は保証人に対し、入学料及び授業料の納付についての金銭保証を求めることとしているが、改正民法施行後の令和 2 年 9 月に入学した学生（11 人）の保証人との間で、極度額が定められていない保証書等を用い、無効となる保証契約を締結している。

なお、無効となる保証契約については、保証人が保証契約の無効を主張して保証を拒んだ場合、主債務者である学生のみが債務を負うため、学生の困窮や退学・除籍につながるおそれがある。

② 改正民法施行後も保証書等を改正しておらず、当局調査日現在において、様式の改正について検討予定又は検討中のもの

全国：10校17事例

（うち、四国支局の事例：6校13事例）

<事例>

保証人との個人根保証契約について、令和2年4月の改正民法施行後（平成29年6月の改正民法の公布からは3年以上が経過）、当局の調査日現在（四国内の学校は令和2年10月現在、その他の地域の学校は令和3年2月現在）、保証書等を改正していない。

これらの学校では、令和3年4月入学者の入学手続に向けて保証書等の改正を検討予定又は検討中としている。

なお、四国内の一部の私立大学では、令和2年3月中の契約であれば、改正民法の施行前であることから、保証書等に極度額の記載は必須ではないが、保証人の保護を目的とした改正民法の趣旨を踏まえ、令和2年4月の入学者（令和2年3月手続）から、極度額（4年間の学費相当額400万円）を記載した保証書等を用いて保証契約を締結している例がみられた。

③ 改正民法の施行後に、保証書等を改めているものの、極度額が明確に記載されておらず、保証契約が無効となるおそれがあるもの

全国：2校2事例

（うち、四国支局の事例：1校1事例）

<事例>

学校が改正民法施行後に改めた保証書等では、「極度額は年間授業料相当額」と記載されている。

しかし、〇〇円と具体的な金額は記載されておらず、以下のような疑念がある。

- i) 年間授業料は変動する可能性あり
- ii) 1年間の授業料か複数年の授業料か不明
- iii) 初年度の年額授業料は入学手続案内で示されているが、当該金額が「年間授業料相当額」と同一の額であるか不明

このため、当該保証書等を用いて保証契約を締結しても、無効となるおそれがある。

3 まとめ

今回、25校（四国支局が調査したもの10校を含む。）が入学手続に際して提出を求めている保証書等の記載内容について調査を行った。その結果、書面上では学校が求める具体的な保証内容が不明なものや、改正民法に対応していない保証契約を締結しているものなどの事例がみられ、全国的な課題であることがうかがえた。

このため、文部科学省は、保証人の責任を明確にし、その不安軽減を図るため、全国の国立大学に対し、保護者等に保証を求める場合には、四国支局のあっせん事項に掲げる次の措置を講ずるよう通知する必要がある。

- ① 保証人に求める金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割を保証書等に具体的に記載すること。
- ② 保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているものについては、保証書等の内容を見直すこと。
- ③ 改正民法の施行後に、無効な保証契約を締結しているものについては、改正した保証書等を用い、改めて保証契約等を締結すること。

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 1 8 日

各国立高等専門学校長 殿

国立高等専門学校機構
事務局長 土生木 茂雄

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項の制定
に係る留意事項等について（通知）

令和 3 年 2 月 1 8 日付け、高機学第 1 1 2 号「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項の制定について」で通知しているところですが、運用にあたっての留意事項等について下記のとおりお知らせいたしますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 「保護者等」に関する考え方と「保証人」の廃止について

今回制定した取扱要項では、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者として「保護者等」に求める責任の範囲について明文化しました。

高等専門学校において、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくためには、教職員による支援はもちろんのこと、学生の「保護者等」の協力が不可欠であり、「保護者等」と学校が連携して学生を指導、支援していくことで、学生が安心して学修できる環境を上げることが今回の取扱要項制定の目的となっております。

また、「保護者等」に責任を求める以上、学生の学業成績、出席情報等に関する教務情報、懲戒や問題行動等に関する指導事案、怪我や病気等の健康面等に関して、「保護者等」に通知するよう、改めて明示しました。

一方、民法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 4 4 号）が令和 2 年 4 月 1 日に施行されたことにより、「保証人」に対する責任の範囲の明確化が求められ、この法律により、「極度額の定めのない個人根保証契約」は無効となりました。

現在は、入学時や入寮時に「保証人」を選任するよう各高専の学則等で定め、「保証人」に対し、授業料等の金銭債務及び学生の身上に関する責任を負うこととなっている例や、「保証人」の責任の範囲が明確になっていない例があることと存じます。

しかし、高等専門学校においては、①「保護者等」が学資等を負担するケースが多

く、「保護者等」を「保証人」としても金銭債務の保全効果は期待できないこと、②資力の裏付けのない第三者を「保証人」とした場合でもそれは同様であり、また実際に「保証人」に債務の履行を求めるケースは限られると想定されること、加えて、③学生が在学中に負担すべき金銭債務は授業料にとどまらず、後援会費、学生会費等、多種多様な名称・金額のものが存在すること及び④学生の不法行為に対する損害賠償債務等については当該債務が生じる可能性及び額が不確定であり、これらを極度額として一律に規定することは困難であること等から、従前の学則により定められていた「保証人」を置くことを改め、代わりに「保護者等」に関する取扱いを定め、金銭的な債務の保証ではなく、上記に述べた学生の身上に関する責任を、「保護者等」に負っていただくこととして考え方を整理しました。

2. 各高等専門学校で対応いただきたいこと

(1) 学則等の規則改正

- ・各高等専門学校において学則等で規定している「保証人」に関する条文を令和3年4月1日付けで改正されるようお願いいたします。
- ・併せて、誓約書等の様式に関しても、理事長裁定で記載例を定めたので、適宜改正されるようお願いいたします。

(2) 令和3年度入学生への対応について

- ・令和3年度入学生に対しては、改正後の学則等に基づくご対応をお願いいたします。
- ・推薦入学者等、既に既存の様式により対応いただいている場合は、改めて新様式により再提出の対応をお願いいたします。

(3) 「保護者等」への適切な連絡について

- ・上記で説明させていただいたとおり、「保護者等」に責任を求める以上、学生の学業成績、出席情報等に関する教務情報、懲戒や問題行動等に関する指導事案、怪我や病気等の健康面等に関して、「保護者等」に確実に通知等していただきますようよろしくお願いいたします。
- ・今年度は特に、必要な情報が「保護者等」に伝わっていなかったことによるトラブルが相次いでおりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

(4) 本取扱要項の取扱いについて

- ・厳密には民法上の定型約款に関する取扱いではありませんが、「保護者等」が誓約していただく根拠となる本取扱要項について、保護者等にその内容等を周知する必要があります。つきましては、文書による周知、高等専門学校のホームページや学生便覧への掲載等、保護者等が確認できる方法で周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【本件担当】

本部事務局学務課学務係

TEL 042-662-3180

Mail gakumu@kosen-k.go.jp

高機学第 1 1 2 号
令和 3 年 2 月 1 8 日

各国立高等専門学校長 殿

国立高等専門学校機構理事長

谷 口 功
(公印省略)

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項
の制定について（通知）

このことについて、下記のとおり理事長裁定を制定したのでお知らせします。

記

【理事長裁定】

- ・独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項
(令和 3 年 2 月 1 8 日理事長裁定)

(本件連絡先)

本部事務局学務課学務係

TEL : 042-662-3180

E-mail: gakumu@kosen-k.go.jp

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

理事長裁定

制定 令和 3 年 2 月 18 日

（目的）

第1条 この要項は、国立高等専門学校（以下「学校」という。）に在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者（以下「保護者等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（保護者等の要件）

第2条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

（保護者等による入学時の誓約）

第3条 学生は、入学時に、学校で定めた誓約書により保護者等の連署を得て、入学する学校の校長に提出するものとする。

2 前項の誓約書は別紙様式1を基に学校で作成するものとする。

3 学生は、誓約書に連署した保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

（保護者等の義務）

第4条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するように学生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、学生の保護に努めなければならない。

（学生の身分異動等）

第5条 学校は、学生が次に掲げる事項について学校に許可又は届け出を行う場合については、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、学校に提出させるものとし、その許可状況等について保護者等に通知するものとする。

一 退学

- 二 休学
- 三 復学
- 四 転学
- 五 留学
- 六 転学科
- 七 授業料免除申請（徴収猶予を含む。）
- 八 入寮申請
- 九 改姓及び改名
- 十 その他学生の身分異動に関する事

（保護者等への通知）

第6条 学校は次に掲げる学生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 学業成績
- 二 出席情報
- 三 健康診断情報
- 四 学生が学校から表彰された場合
- 五 学生が学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 六 学生が問題行動等を起こした場合
- 七 学生が在学時に怪我や病気等になった場合
- 八 その他学生に対する支援又は指導が必要な場合

（緊急時の連絡）

第7条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

- 2 学校は、学生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

（保護者等への情報提供）

第8条 学校は、保護者等に対し、学校の広報誌、学事日程等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

（保護者等による入寮時の誓約）

第9条 学校の寄宿舍に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、学校で定めた入寮誓約書により保護者等の連署を得て、校長に提出するものとする。

- 2 前項の誓約書は別紙様式2を基に学校で作成するものとする。
- 3 学生は、保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

る。

（寮生の保護者等の義務）

第 10 条 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう寮生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、寮生が在寮中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。

（寮生の保護者等への通知）

第 11 条 学校は次に掲げる寮生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 寮生が在寮時に学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 二 寮生が在寮時に問題行動を起こした場合
- 三 寮生が在寮時に怪我や病気等になった場合
- 四 寮生の継続入寮等に関する事項
- 五 その他寮生に対する支援又は指導が必要な場合

（緊急時の連絡）

第 12 条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

2 学校は、寮生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

（寮生の保護者への情報提供）

第 13 条 学校は、寮生の保護者等に対し、学生寮の行事、取り組み等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

（雑則）

第 14 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 3 年 2 月 18 日 制定）

1 この要項は、令和 3 年 2 月 18 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 9 条の規定は、令和 3 年度入学者及び入寮者から適用する。

入学誓約書（作成例）

〇〇高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、
諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

〇〇高等専門学校

〇〇 学科

氏 名

（自署）

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和3
年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為につい
て、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

（保護者等）

住 所

学生との関係

氏 名

（自署）

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学
生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学
生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合におい
ては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の
生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

入寮誓約書(作成例)

〇〇高等専門学校長 殿

貴校学生寮に入寮の上は学則及び学生寮の諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

〇〇高等専門学校

〇〇 学科

氏 名

(自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校の学生寮に在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住 所

学生との関係

氏 名

(自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

制定概要

○制定

「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」
(令和3年2月18日理事長裁定)

○制定理由

1. 高等専門学校において学生が教育研究活動を円滑に遂行していくためには、学校の教職員による支援はもちろんのこと、学生の「保護者等」の協力が不可欠である。「保護者等」と学校が連携して学生を指導、支援していくために、本要項において「保護者等」に求める責任の範囲を明文化することにより、学生が安心して学修できる環境を作り上げることとする。

また、「保護者等」に責任を求める以上、学生の学業成績、出席情報等に関する教務情報、懲戒や問題行動等に関する指導事案、怪我や病気等の健康面等に関して、「保護者等」に通知するよう、改めて明示する。

2. 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日に施行されたことにより、保証人に対する責任の範囲の明確化が求められ、この法律により、「極度額の定めのない個人根保証契約」は無効となった。

しかし、高等専門学校においては、①「保護者等」が学資等を負担するケースが多く、「保護者等」を「保証人」としても金銭債務の保全効果は期待できないこと、②資力の裏付けのない第三者を「保証人」とした場合でもそれは同様であり、また実際に「保証人」に債務の履行を求めるケースは限られると想定されること、加えて、③学生が在学中に負担すべき金銭債務は授業料にとどまらず、後援会費、学生会費等、多種多様な名称・金額のものが存在すること及び④学生不法行為に対する損害賠償債務等については当該債務が生じる可能性及び額が不確定であり、これらを極度額として一律に規定することは困難であること等から、従前の学則により定められていた「保証人」を置くことを改め、代わりに「保護者等」に関する取扱いを定め、金銭的な債務の保証ではなく、上記に述べた学生の身上に関する責任を、「保護者等」が負うこととする。

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 3 日

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を 御 中
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団 担 当 課

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

民法の一部を改正する法律等の施行について（周知）

平素より私立学校行政の推進に御協力を賜り、ありがとうございます。

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）及び労働基準法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 13 号）が本年 4 月 1 日に施行されました。これらの改正内容には消滅時効の期間の見直し等が含まれており、私立学校に関わる主な内容及び留意点は以下のとおりであるので、所管省庁のホームページ等を参考に、適切に対応いただくようお願いします。

各都道府県におかれては所轄の学校法人に、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対する周知をお願いします。

記

第 1 民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正

1. 消滅時効の期間（第 166 条・第 167 条関係）

職業別の短期消滅時効が廃止され、債権一般について、①権利を行使することができることを知った時から 5 年、②権利を行使することができる時から 10 年、のいずれか早い方の経過によって時効が完成することとされたこと（第 166 条）。これに伴い、①については、例えば、在学契約に係る学納金債権（従前は 2 年）、奨学金の消費貸借契約に係る奨学金債権（従前は 10 年）、附属病院の診療契約に係る診療報酬債権（従前は 3 年）等による消滅時効の期間の違いがなくなり、5 年に統一化されたこと。

ただし、人の生命・身体への侵害及び人の生命・身体を害する不法行為による損害賠償請求権については、①損害及び加害者を知った時から 5 年、②権利を行使することができる時から 20 年、とする特則が設けられたこと（第 167 条・第 724 条の 2）。これに伴い、学校法人の安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任について、債務不履行を根拠とするか（従前は① 5 年、② 10 年）、不法行為を根拠とするか（従前は① 3 年、② 除斥期間として 20 年）による消滅時効の期間や取扱いの違いがなくなったこと。

なお、4月1日よりも前に債権が生じた場合（その原因となる法律行為が4月1日よりも前にされた場合を含む。）には、原則として改正法による改正前の民法が適用され、それ以外の場合には、改正後の民法が適用されること（改正法附則第10条第1項）。

2. 個人包括根保証の禁止の対象拡大（第465条の2）及び主債務の履行状況に関する情報提供義務（第458条の2）

一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であって保証人が法人でないもの（個人根保証契約）は、極度額を定めなければその効力を生じないものとされたこと（第465条の2第2項）。これに伴い、各大学においては、例えば、入学時において在学契約や寄宿舎の賃貸借契約等に基づき学生が負う各種債務（不特定の場合に限る。）を主たる債務としてその保護者等との間で締結される保証契約は、個人根保証契約として極度額の設定等の対応を行うことが望ましい。なお、極度額は確定額を記載する必要があるところ、原則として当事者間で決定するものであること。

また、債権者には、保証契約の保証人の請求があったときは、遅滞なく、主たる債務の元本、利息等の不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を保証人に対して提供する義務が課されたこと（第458条の2）。これに伴い、各大学においては、保証人に対する照会窓口の設定等の対応を行うことが望ましい。

なお、4月1日よりも前に締結された契約には改正前の民法が、同日以後に締結された契約には、改正後の民法が適用されること。

3. 定型約款に関する規定の新設（第548条の2～第548条の4関係）

定型取引に際し、①定型約款を契約の内容とする旨の合意があった場合、②定型約款を契約の内容とする旨をあらかじめ相手方に表示していた場合には、定型約款の条項の内容を相手方が認識していなくても合意したものとみなし、相手方の利益を一方的に害すると認められる条項を除き、契約内容となるものとされたこと（第548条の2）。

定型取引の定型約款の一方的な変更については、①変更が相手方の一般の利益に適合する場合、②変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更の定めの有無その他の事情に照らして合理的な場合には、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、契約内容を変更することができるものとされたこと（第548条の4）。

これらについては、契約成立時に相手方の請求に応じて定型約款の内容を提示することや（548条の3第1項）、変更後の定型約款の内容、効力発生時期等をインターネット等により周知すること（548条の4第2項）も義務付けられたこと。

これに伴い、各大学においては、不特定多数の在学生に適用される学則等の諸規程について、定型取引における定型約款に該当しうることも考慮し、入学時に定型約款を契約内容とする意思表示の確認の手続をとることや、当該諸規程の内容とその改正履歴をホームページに掲載することが望ましい。

また、授業料等や修学支援等の内容は、学生や保護者が、入学等を検討する上で重要な情報であることを踏まえ、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令 11 号）第 172 条の 2 の規定において、インターネット等により公表が義務付けられている大学の教育研究活動等の状況についての情報に含まれていることに留意すること。

なお、定型約款については、4 月 1 日よりも前に締結された契約であっても、原則として改正後の民法が適用されること。

第 2 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）の一部改正

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正後の私立学校教職員共済法において、掛金徴収権及び還付請求権の消滅時効の起算点について、権利を行使することができる時からされたこと（第 34 条）。具体的には、掛金徴収権の消滅時効についてはその納期限の翌日が、徴収決定額の更正減額又は取消しによる還付請求権の消滅時効については当該処分をした日の翌日が、それぞれ起算点となり、従前の取扱いと変わらないこと。

第 3 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の一部改正

賃金請求権の消滅時効期間について、民法を踏まえて 5 年（従前は 2 年）を原則としつつ、労使関係への影響に鑑み、当分の間、3 年とすることとされたこと（第 115 条・第 143 条）。賃金台帳等の記録の保存期間についても、賃金請求権の消滅時効期間と同様、5 年（従前は 3 年）としつつ、当分の間、3 年とすることとされたこと（第 109 条・第 143 条）。また、消滅時効の起算点は賃金支払日と明記されたこと（第 115 条）。なお、退職手当の請求権の消滅時効期間については、現行の 5 年が維持されたこと。

以上

参考資料

① 法務省ホームページ（民法関係）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

② 厚生労働省ホームページ（労働基準法関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00037.html

< 本件連絡先 >

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係
03-5253-4111（内線 2533）